

逗子市道の寄付受入れに関する基準

令和4年4月1日改正

第1 総則

1 目的

逗子市道の寄付受入れに関する基準（以下「基準」という。）は、狭あい道路及び開発行為以外の道路の寄付受入れに関する基本的な事項を定め、道路の寄付にあたって適切、円滑に事務を進めることを目的とする。

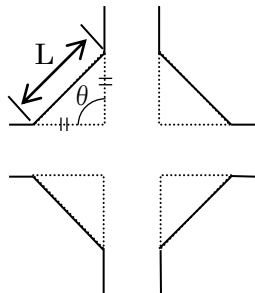
2 幅員

道路の形態があり、有効幅員を4m以上とし、通り抜けられることを原則とする。ただし、その幅員が確保されていない場合でも、公共用地に接するなど将来的に幅員が確保される可能性が高い場合についてはこの限りではない。

3 交差

(1) 道路の平面交差は、直角又はそれに近い角度とし、交差部には次の表により隅切りを設けること。

道路の隅切り長 (単位m)

道路幅員	4.0	4.5	6.0	9.0	12.0	13.0	
4.0	3	3	3	3	3	3	θ : 交差角について <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 60° を超え 120° 未満 <hr/> 60° 以下 120° 以上 </div> L : 隅切り長 
	4 2	4 2	4 2	4 2	4 2	4 2	
4.5	3	3	3	3	3	3	
	4 2	4 2	4 2	4 2	4 2	4 2	
6.0	3	3	5	5	5	5	
	4 2	4 2	6 4	6 4	6 4	6 4	
9.0	3	3	5	5	5	5	
	4 2	4 2	6 4	6 4	6 4	6 4	
12.0	3	3	5	5	6	6	
	4 2	4 2	6 4	6 4	8 5	8 5	
13.0	3	3	5	5	6	6	
	4 2	4 2	6 4	6 4	8 5	8 5	

(2) 原則片隅切りは認められない。ただし、切り取るべき部分の土地所有者の同意が得られない等、やむを得ない場合は、交差角が60度を超え120度未満の場合に限り、4.5m以上の長さを隅切り長とした片側隅切りとすることが

できる。

4 横断勾配

道路の横断勾配は、路面の種類及び車線に応じ、次の表に掲げる数値の横断勾配とする。ただし、歩道については、原則として片勾配とする。

路面の横断勾配

路面の種類別	勾配
アスファルト舗装又はセメントコンクリート舗装	1.5～2.0%

5 舗装

- (1) 道路の舗装については申請者負担とする。
- (2) 道路の舗装は、アスファルト舗装又はセメントコンクリート舗装による全面舗装とする。
- (3) 道路の舗装構成はアスファルト舗装の場合、厚さ5cm、路盤厚さ30cmを最低限確保し、アスファルト舗装要綱に基づいたものとする。また、セメントコンクリート舗装については、セメントコンクリート舗装要綱による。

6 縦断勾配及び縦断曲線

- (1) 幹線及び補助幹線道路の縦断勾配は7%以下、区画道路については9%以下となるよう設計する。ただし、地形等によりやむを得ないと認められる場合は、小区間に限り12%以下とすることができる。
- (2) 7%以上9%未満の勾配の道路は、すべり止め舗装とする。
- (3) 9%以上の勾配の道路は、原則としてセメントコンクリート舗装とする。

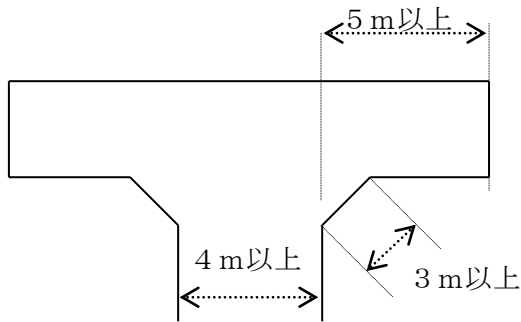
注) 小区間とは35m以内とする。

7 その他の道路形態

道路は、袋路状又は階段状であってはならない。ただし、袋路状道路については、次のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) 終端及び適当な区間(35m以下)ごとに自動車の転回広場が設けられている場合
- (2) (1)に準ずる場合で、周囲の状況により避難及び安全上支障がないと認められる場合

自動車の転回広場を設ける場合は、次の図のとおりとする。



8 路面排水施設

(1) 路面排水施設は、原則として U 型側溝（上部構造を現場打ちスラブ工等とする）とし、街渠により流下させるものとする。また、現場の状況によりこれに抛りがたい場合には LU 型側溝及び LO 型側溝とする。規格については、U 型側溝、LU 型側溝はそれぞれ内法 24cm 以上とし、LO 型側溝は内径 20cm 以上とする。

(2) U 型側溝の現場打ちスラブ工の場合は 10m 以下に 1 箇所グレーチングを設置し、そのグレーチングの構造については、T-20t 以上の細目固定式で、滑り止めのついたものとする。また、曲がり設けるとときにはますを設置し、維持管理のできる構造とする。

(3) LU 側溝または LO 側溝の場合は 10m 以下に一箇所ますを設けるものとする。

(4) 道路の縦断勾配が急な場合は、道路の横断方向に必要な箇所に、雨水集水施設（横断側溝に上部構造をグレーチングとする）等を設置すること。このとき、固定型の滑り止めが付いているものを使用する。

9 擁壁等

擁壁を設置する場合、道路構造令技術基準の「道路土工 擁壁・カルバート・仮設構造物工指針」に則した構造とする。また、既に設置されている場合で指針に則した構造かどうか不明なときは、原則寄付を受けない。

10 権利関係

原則として、個人等の所有地で営利目的でない場合のみとする。

寄付予定地に抵当権が設定されていないこと。

11 寄付が受けられない道路

寄付が受けられない道路は次のとおりとする。ただし、市長が特に寄付を受けると認めた道路はこの限りではない。

(1) 特定行政庁から位置の指定を受けたもの

- (2) 開発行為を前提とした道路で、逗子市まちづくり条例第19条により開発事業の構想の届出があった以後の寄付行為

第3 補則

この基準に定めのない事項については、別途協議すること。

第4 提出図書

土地の移管、帰属に必要な図面等は、次のとおりとする。

- (1) 寄付申請書 (2) 案内図 (3) 公図(写) (4) 土地の全部事項証明書
(5) 境界確定図(隣接者承諾印入り) (6) 印鑑証明書 (7) 登記原因証明情報・登記承諾書 (8) 現況写真 (9) 計画平面図 (10) その他必要とする書類

付則

この基準は、平成18年12月1日より適用する。

この基準は、平成21年4月1日より適用する。

この基準は、平成22年5月1日より適用する。

この基準は、平成31年3月1日より適用する。

この基準は、令和4年4月1日より適用する。

<土地寄付の流れ>

